

令和8年度

障がい者を対象とした

岐阜県職員（行政（大学卒程度））
 岐阜県職員（事務（短大・高校卒程度））
 市町村立小中学校等事務職員

採用試験案内

《第1次試験日》 11月1日（日）

◇試験会場 OKBふれあい会館
 （岐阜市藪田南5丁目14-53）

《受付期間》 7月1日（水）～8月19日（水）

（原則、電子申請を行ってください。）

1 試験名・試験区分・採用予定人員・職務内容等

試験名	試験区分	採用予定人員	職務内容等
障がい者を対象とした 岐阜県職員採用試験	行政	5人程度	知事部局、教育委員会、警察本部等の本庁及びこれらの現地機関（県事務所、県税事務所等）において、行政事務に従事します。
	事務	5人程度	
障がい者を対象とした 市町村立小中学校等事務職員採用試験		若干人	岐阜県内の市町村立小中学校等において、一般事務に従事します。

※本採用試験は、点字による受験が可能です。

また、試験案内を別途点字でも発行しています。希望される方は人事委員会事務局までお問い合わせください。

2 受験資格

次の（１）及び（２）までのいずれにも該当する人

（１）受験申込日及び受験日当日において有効である次に掲げる手帳等の交付を受けている人

ア 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の医師の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。）

イ 都道府県知事若しくは政令指定都市の長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書

ウ 精神障害者保健福祉手帳

（２）試験区分に応じ、次の年齢要件に該当する人

試験名	試験区分	受験資格
障がい者を対象とした 岐阜県職員採用試験	行政	平成４年４月２日から 平成１７年４月１日までに生まれた人
	事務	平成１１年４月２日から 平成２１年４月１日までに生まれた人 ただし、学校教育法に基づく大学を卒業 （見込み）の人又はこれらに相当する資格を有すると人事委員会が認める人を除く。
障がい者を対象とした市町村立 小中学校等事務職員採用試験		平成１１年４月２日から 平成２１年４月１日までに生まれた人

◎ただし、次の各号の一に該当する人は受験できません。

（ア）日本国籍を有しない人（ただし、市町村立小中学校等事務職員を除く。）

（イ）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

（ウ）岐阜県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を経過しない人

（エ）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

◎受験資格等の確認について

受験資格の有無、申込入力事項等の真否について確認を行います。記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

3 試験の日時及び会場

試験	日時	試験会場	備考
第1次試験	令和8年11月1日(日) 【受付開始】午前8時30分 【試験開始】午前9時15分 【試験終了予定】※ 午後4時20分(行政) 午後0時30分 (事務・小中等事務)	OKBふれあい会館 第2棟 (岐阜市藪田南5丁目 14-53)	試験会場の詳細については、受験票でお知らせします。
第2次試験	令和8年11月中旬(予定)	岐阜県庁で行いますが、詳細は第1次試験合格者に通知します。	—

※点字による受験の場合は、会場内の別室で行います。

(第1次試験の終了予定 行政：午後6時50分、行政以外：午後3時00分)


4 合格発表日及び発表方法

試験	合格発表日(予定)	発表方法
第1次試験	令和8年11月10日(火)	県庁前の掲示板及び岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用情報」に合格者の受験番号を掲示するほか、 合格者のみ に結果をメールで通知します。
第2次試験	令和8年12月上旬	県庁前の掲示板及び岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用情報」に合格者の受験番号を掲示するほか、 受験者全員 に合否の結果をメールで通知します。

5 受験手続

○受験申込方法は、原則インターネットによる申込み(電子申請)となります。

※インターネットでの申込みが難しい方は、土日を除く、7月31日(金)までに岐阜県人事委員会事務局(TEL058-272-8796)までお問い合わせください。

申込方法	<p>下記URLまたはQRコードから岐阜県公式ホームページにアクセスし、申し込んでください。</p> <p>URL : https://www.pref.gifu.lg.jp/page/4024.html</p>	 QRコード
------	---	--

注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・申込データを送信後、登録したメールアドレスに申込完了のメールが送信されます。申込完了メールが送信されない場合は、申込みができていませんので、ご注意ください。 ・ご不明な点がありましたら、岐阜県人事委員会事務局 (TEL058-272-8796)までご連絡ください。
受付期間	<p>令和8年7月1日(水)から8月19日(水)まで</p> <p>※受付期間内に申込みデータを受信完了したものに限り受け付けます。受付期間を過ぎて送信しますと送信エラーとなります。</p> <p>※システムがメンテナンス等により運用停止、休止等となる場合もありますので、お早めに申込みをしてください。</p> <p>※使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。</p>
受験票の交付	<ul style="list-style-type: none"> ・受験票は10月14日(水)頃にメールで送付いたしますので、A4で印刷してください。 ・10月16日(金)までにメールが届かない場合は、必ず人事委員会事務局に問い合わせてください。 ・受験票に写真を貼って必ず持参してください。当日写真を貼っていない場合は受験できません。

◎申込フォームには、様式に従って各項目に以下の事項を入力してください。

- ① 試験区分
- ② 氏名(フリガナ)
- ③ 生年月日
- ④ 現住所(同居人の場合は、同居先も入力してください。)、電話番号、携帯電話番号、メールアドレス
- ⑤ その他の連絡先
- ⑥ 取得している障害者手帳等の種類
障がい名、障がいの程度(級)、交付年月日(再交付を受けた場合は再交付年月日)、交付機関名、交付番号
- ⑦ 学歴(現在又は最終。専門学校は修業年限が2年以上の場合に限ります。)
学校名、学部(科)名、所在地、学歴区分、修学期間、卒業・卒業見込み等の区分
- ⑧ 宣誓欄
受験資格をすべて満たし、申込書の入力事項に誤りがないことを確認し、チェックを入力してください。(2箇所)

◎点字による受験希望や音声読み上げソフト使用希望の有無及び使用する機器、手話通訳の必要の有無、車いすの使用の有無、補装具等の使用の有無(使用する場合は、補装具等を具体的に入力してください。)、その他受験にあたり希望する事項については、申込書の所定欄に必ず入力してください。

6 試験の方法

区 分	内 容
第1次 試験	<p>・ 行政 一般的知能（文章理解（英語を含む。）、判断推理、数的推理及び資料解釈の能力）及び一般的知識（時事、社会、人文及び自然の知識）について、択一式による筆記試験を大学卒業程度で行います。 （出題40題、時間2時間 点字の場合は時間3時間）</p> <p>・ 事務及び市町村立小中学校等事務職員 一般的知能（文章理解（英語を含む。）、判断推理、数的推理及び資料解釈の能力）及び一般的知識（時事、社会、人文及び自然の知識）について、択一式による筆記試験を高等学校卒業程度で行います。 （出題40題、時間2時間 点字の場合は時間3時間）</p>
	<p>専門的知識又はその他の能力について、択一式による筆記試験を大学卒業程度で行います。 政治学、行政学、憲法、行政法、民法、経済学、財政学、社会政策、国際関係等 （出題40題、時間2時間 点字の場合は時間3時間）</p>
	<p>論文試験（行政のみ） 識見、論理性、思考力等について試験を行います。 （時間1時間 点字の場合は時間1時間30分） ※論文試験は、第2次試験として評価します。</p>
	<p>作文試験（行政以外） 表現力、思考力等について試験を行います。 （時間1時間 点字の場合は時間1時間30分） ※作文試験は、第2次試験として評価します。</p>
第2次 試験	<p>口述試験 人物及び専門的知識について個別面接による試験を行います。</p>

◎点字による受験を希望される方には、点字で出題します。解答用の点字用紙は人事委員会で用意します。また、拡大印刷文による出題や解答、音声読み上げソフト使用による出題にも対応可能です。なお、点字器や点字タイプライター、拡大読書器、音声読み上げソフト対応パソコン（使用できるパソコンに条件があります。）などは、試験当日に自分で持参してください。

◎上肢機能障害等で筆記が困難な方は、論作文試験においてパソコンによる解答ができます。パソコンは原則持参していただきますが、使用できるパソコンに条件があります。

◎第2次試験の個別面接では、受験者が登録等をしている就労支援機関等の職員の同席を認めます。

◎教養試験、専門試験の例題及び論作文試験の過去の課題を岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用情報」に掲載しています。また、同じ内容のものを岐阜県情報公開・行政相談窓口（県庁1階）にて閲覧等していただくことができます。点字でも作成していますので、希望される方は人事委員会事務局までお問い合わせください。

7 試験の配点等

(点)

試験種目 試験種類	第1次試験			第2次試験			
	教養試験	専門試験	合計	論文試験	作文試験	口述試験	合計
障がい者を対象とした 岐阜県職員採用試験 (行政)	100	200	300	200		800	1,000
障がい者を対象とした 岐阜県職員採用試験 (事務)							
障がい者を対象とした 市町村立小中学校等 事務職員採用試験	100		100		200	800	1,000

※論作文試験は、第1次試験日に実施しますが、第2次試験として評価しますので、第1次試験の合格者のみ採点します。

※いずれかの試験種目を棄権した場合、他の試験種目についても採点しないことがあります。

8 合格者の決定方法

- (1) 第1次試験合格者は、行政については教養試験と専門試験の合計得点により、事務及び市町村立小中学校等事務職員については教養試験の得点により決定します。ただし、行政については、第1次試験の各試験種目のうち一定の基準に達しないものがある場合には、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (2) 第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。
- (3) 最終合格者は、第2次試験の結果により決定され、第1次試験の得点は反映されません。ただし、第2次試験の各試験種目のうち、一定の基準に達しないものがある場合には、合計得点にかかわらず不合格となります。

9 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に登載されたうえ、任命権者からの請求に応じて提示され、そのうちから採用者が決定されます。採用予定年月日は、原則として令和9年4月1日です。ただし、名簿の有効期間は、名簿確定後原則として1年であり、また、名簿に登載された人すべてが採用されるとは限りません。
- (2) 「地方公務員として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としない。」という基本原則にのっとり任命が行われます。

- (3) 令和8年12月25日に施行される学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、施行後に採用される方でこどもに接する業務に従事する場合は、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

【市町村立小中学校等事務職員以外について】

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、本試験の最終合格後、任命権者による採用手続等の過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。

【市町村立小中学校等事務職員について】

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、採用されない場合等があるため、本試験の最終合格後、任命権者による採用手続等の過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。

【特定性犯罪の例】 不同意わいせつ、児童買春、児童ポルノ所持、痴漢、盗撮、未成年淫行 など

10 給与等

令和8年4月1日現在の新規採用者の行政職給料表適用職員の給料月額
は、行政で**241,200円**、事務及び市町村立小中学校等事務職員で**209,500円**で、原則として55歳に達するまで毎年1回定期に昇給します。

なお、学校卒業後、民間等における職歴がある場合は、一定の基準により加算されます。

また、該当者には扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

原則として、60歳に達した日後の最初の4月1日以後、給料月額等が7割措置となります。

11 試験結果の提供

各試験の受験者本人に限り、試験結果の開示を請求することができます。開示を希望する場合は、本人と確認できるもの（個人番号カード、運転免許証、旅券、その他受験者本人であることを確認できる書類（顔写真がある学生証その他の公的機関が発行したもの）のうちいずれか一つ）を持参のうえ、岐阜県情報公開・行政相談窓口（県庁1階）へお越してください。

なお、電話、はがき等による問い合わせには応じられません。

また、合格発表日の翌日から開示しますので注意してください。

試験	請求できる人	開示内容	開示期間	提供場所
第1次 試験	受験者本人	各試験種目別の 得点・結果、総合 得点、総合順位	合格発表日の翌日 から1か月間 午前8時30分 ～ 午後5時15分 (土曜日、日曜日及 び祝日を除く)	岐阜県情報公開 ・行政相談窓口 (県庁1階)
第2次 試験				

◆第1次試験に関する注意事項

- 1 試験当日は下記のものを持参してください。
 - ・受験票（写真貼付） ・障害者手帳等 ・時計
 - ・鉛筆（B又はHB）、消しゴム ・昼食（行政及び点字による受験者のみ）
- 2 「行政の受験者」と「点字による受験者」は昼食を持参してください。
- 3 携帯電話、スマートフォン等の通信機器の使用は禁止します。また、時計は計時のための使用に限り認めます。
- 4 試験会場内（敷地内）は全面禁煙です。
- 5 発熱等がある人は、受験を控えていただきますようお願いします。

◆第1次試験会場

OKBふれあい会館 第2棟
〒500-8384 岐阜県岐阜市藪田南5丁目14-53
TEL (058) 277-1111
○岐阜バス「OKBふれあい会館」下車
○西ぎふ・くるくるバス「県民ふれあい会館前」下車
(JR西岐阜駅前から乗車できます。)

◆問い合わせ先

岐阜県人事委員会事務局
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 県庁17階
☎ (058) 272-8796

◆岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用情報」

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/3703.html>



◎日程変更等、重要なお知らせは岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用情報」に掲載します。